

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年3月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500344 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500128 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 26 日の標準賞与額を 16 万円、平成 20 年 8 月 20 日の標準賞与額を 50 万円及び同年 12 月 20 日の標準賞与額を 32 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 26 日、平成 20 年 8 月 20 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 26 日、平成 20 年 8 月 20 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 26 日
② 平成 20 年 8 月 20 日
③ 平成 20 年 12 月 20 日

請求期間①、②及び③について、A 社から賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①に係る標準賞与額の記録はなく、請求期間②及び③に係る標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚年法 75 条本文該当）となっている。請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

A 社の受託税理士事務所から提出された請求者に係る賞与台帳又は源泉徴収簿により、請求者が請求期間①、②及び③において事業主により、賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳又は源泉徴収簿で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 16 万円、請求期間②は 50 万円及び請求期間③は 32 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めており、また、請求期間②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所及び年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500302 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500125 号

第 1 . 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和59年12月1日付けでB社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年5月20日から昭和56年2月21日まで

私は、A社に勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社には、請求期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者と同じ店舗で勤務していたとする同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の請求期間当時の社会保険事務担当者は、事業主の指示により、自分自身及び請求者を含む複数の従業員の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格喪失届を提出した旨陳述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者が昭和55年5月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に、健康保険証を返納した記載が確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和55年5月20日にA社を離職後、昭和56年2月21日に同社で被保険者資格を再取得しており、公共職業安定所は、被保険者台帳に支給番号が記録されていることから、請求者は、昭和55年5月20日に同社を離職後、同安定所に対し求職の申込みをしたことが認められる旨回答している。

加えて、B社は平成7年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は既に死亡し、請求期間当時も継続して厚生年金保険被保険者となっていた取締役の所在を特定できないこと、及び同僚へ照会した結果、上述の同僚のほかに、請求期間における請求者の勤務状況について情報が得られないことから、請求者の請求期間に係る勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500321 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500126 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 4 月から昭和 47 年 1 月まで

私は、昭和 43 年 4 月に A 社に入社し、結婚により退職する昭和 47 年 1 月まで勤務した。一緒に勤務した同僚には厚生年金保険の加入記録があり、年金が支給されているのに、私には厚生年金保険の記録が無い。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社における複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社において、おおむね請求期間に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は平成 21 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び社会保険事務の権限を有していたとされる事業主の妻は既に死亡し、請求期間当時の社会保険事務担当者は、当時のことは分からないと回答しており、同社の請求期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求者は同僚 8 人を記憶しているが、そのうちの 3 人については、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、複数の同僚は、請求期間における同社の従業員数は約 30 人であったとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間における被保険者数は 24 人程度であったことが確認できる。

さらに、請求者と同職種で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 3 人の同僚のうちの 2 人については、入社日から 1 年又は 1 年 10 か月後に厚生年金保険に加入したと回答している。

加えて、上記被保険者原票によると、請求期間及びその前後の期間において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500372号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500127号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月
⑤ 平成17年12月

私の年金記録を確認したところ、A社から支給された請求期間①から⑤までに係る賞与の記録が無い。当時、当該期間に係る賞与は、厚生年金保険料を控除された後、現金で30万円ないし40万円支給されていたので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社は、請求者に対して、当該期間に係る賞与を現金で支給し厚生年金保険料を控除していたが、賞与の支払に関する届出及び保険料の納付は行っておらず、平成17年12月以前の賞与に係る資料は、東日本大震災直後に処分したため、請求期間①から⑤までの賞与の支給額及び保険料の控除額については不明であると回答している。

また、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与明細書などの資料を所持していないため、当該期間の賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、請求期間①から⑤までにおいて、請求者が居住していたB市は、請求者に係る課税関係資料は保存期限経過により保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者についての請求期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できないことから、厚生年金保険の標準賞与額の

訂正を認めることはできない。